

## 春学期第 11 問

1. 大学時代の同級生であった甲と友人（氏名不詳者、以下 A）は、お互いコロナ禍で失職し、生活資金に困っていたことから、共謀して、警察官などになりすまし、V のキャッシュカードを手に入れ、それをういて現金自動預払機（ATM）で現金を引き出そうと考え、
- 5 次のような計画を立てた。
2. 本件計画は、まず、A が、V に対し、電話で、警察官を名乗り、金融機関の口座から現金が不正に引き出されているので V 方を訪れる金融庁職員の指示に従ってキャッシュカードを封筒に入れるなどの手続をする必要があるなどと嘘を言い、その後、甲が、金融庁職員を装って V 方を訪れ、玄関内で、用意した封筒を V に渡してその中にキャッシュカード
- 10 ドを入れさせて糊で封をしたところで、V に印鑑をもって来るように要求して、その間に、キャッシュカードが入った封筒（「本件封筒」）を、あらかじめ用意したポイントカード入りのダミー封筒（「ダミー封筒」）とすり替えて、戻ってきた V にダミー封筒に封緘させ、大事に保管するようなどと指示して、本件封筒を所持して V 方から立ち去ると
- 15 いうものである。
3. この計画に基づき、A は、V に電話をかけ、「警察の A です。あなたの口座が不正アクセスの被害に遭っており、これ以上被害が出ないように口座を凍結するため、今日から 3 日間は金融機関が使えず、キャッシュカードを新しいものに替える必要があります。」「これからすぐに金融庁職員が封筒を持ってお宅に行きます。キャッシュカード 1 枚と暗証番号を書いたメモを準備し、彼が来たら、彼から封筒を受け取って中にそのキャッシュカードと四つ折りにした暗証番号を書いたメモを入れて保管してください。後日郵便局員が金融庁の停止解除の通知を持ってお宅に行きます。その通知と封筒に入れたキャッシュカード等を持って銀行に行けば、口座が使えるようになります。」などと嘘を言った。V はこの話を信じ、キャッシュカードと暗証番号を書いたメモを準備して待っていた。
- 20 4. この電話の 5 分後に、A から連絡を受けた甲は V 宅付近に向かったが、V 宅まで約 140m の路上まで赴いた時点で、付近を警戒中であった警察官が後をつけていることに気付いたため、犯行を断念した。なお、この時点で甲は V 宅をまだ特定できていなかった。また、V は、警察官から知らされるまで、自分が本件犯行のターゲットとされていたことを知らなかった。

甲の罪責について検討せよ。

30

参考判例：最決令和 4 年 2 月 14 日裁時 1786 号 1 頁